

# 個人住宅リフォーム資金補助制度の活用を

申・問／産業振興課 ☎463-1903

## 申請できる方

- ①市に住民登録をしている方
- ②リフォームをする建物の所有者
- ③申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税、その他市の貸付金の滞納がない方

## 対象となる物件

- ①自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅に限る）
- ②マンションの場合は専有部分のみ対象
- ③店舗兼用住宅などは住居部分の面積按分で算出

## 対象となる工事例

外壁や屋根の塗装、システムキッチンや洗面台・トイレのリフォーム工事、風呂場のユニットバス工事、室内フローリングや壁の張り替えなど  
※門や塀などの構築物や自宅車庫等の工事は対象外

## 申請期間

工事着工予定日の1か月前（閉庁日の場合は翌開庁日）から1週間前（閉庁日の場合はその前開庁日）まで

## 利用の条件

- ①市内に事業所を有し、市内で営業している事業所で施工すること
  - ②平成29年3月31日までに工事が完了すること
  - ③工事完了後1か月以内または平成29年3月31日までのいずれか早い日までに完了報告書および必要な書類を提出すること
  - ④対象工事費が10万円以上（税込み）であること
- ※申請者名義の住宅であっても申請者の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外  
※過去にこの補助金を利用したことのある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること（共有名義の住宅で、前回と申請者が異なる場合でも5年を経過していること）が必要です。ただし、平成27年度に朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金（地域消費喚起型）の交付決定を受けた方で、平成23年度から平成26年度に交付決定を受けていない方は、今年度も申請できます。  
※申請は年度内1回限りです。その他条件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 補助金額

対象工事費（税込み）の5%（5万円を限度）  
※補助金内定額が当初予算額に達した時点で申請受付を締め切ります。

# 各種相談一覧

相談名	日程	時間	会場	予約・問い合わせ先	電話番号(048)
人権相談	毎月第1月曜日 (祝日の場合は翌週)	午後1時～4時	市	人権庶務課	☎463-1738
女性総合相談	毎週木曜日	午前10時～午後3時	♀	それいゆぶらざ(女性センター)	☎463-2697
DV相談	毎週火～日曜日 ※専門の相談員による相談日時	午前9時～午後5時	♀	それいゆぶらざ(女性センター)	☎463-0356
	毎週火・土曜日	午前10時～午後4時			
法律相談	毎週水・金曜日	午前10時～正午、 午後1時～3時	市	地域づくり支援課	☎463-2648
行政相談	毎月第2・4月曜日	午後1時～4時	市	地域づくり支援課	☎463-2648
消費生活相談	毎週月～金曜日	午前10時～正午、 午後1時～4時	市	地域づくり支援課	☎463-1111(代表) 内線2256
税務相談	毎月第3月曜日	午後1時～4時30分	市	課税課	☎463-2851
税務相談(税理士会)	毎週水曜日	午後1時30分～4時30分	税	関東信越税理士会朝霞支部事務局	☎465-0025
休日納税相談	毎月第1・3日曜日 (5～7月は第4も実施)	午前8時30分～正午	市	収納課	☎463-2023
年金相談	毎週木曜日	午後1時～6時	市	保険年金課	☎463-1264
家庭児童相談	毎週月～金曜日	午前9時30分～午後4時	市	子ども未来課	☎463-2231
起業家育成相談 (1週間前までに予約)	毎週月～金曜日 (休所日を除く)	午前10時～午後7時	産	産業振興課	☎463-1903
金融よろず相談 (中小企業者、起業者向け)	毎月第1木曜日 (祝日の場合は翌週)	午後1時30分～4時30分	産	産業振興課	☎463-1903
内職相談	毎週火・金曜日	午前9時～正午、 午後1時～4時	市	産業振興課	☎463-1903
労働・社会保険相談	毎月第3土曜日	午後1時～4時	産	産業振興課	☎463-1903
就職支援相談	毎月第2・4水曜日	午前10時～正午、 午後1時～4時	(第2(水)産) (第4(水)市)	産業振興課	☎463-1903
分譲マンション 管理相談	毎月第1水曜日 (1月・5月は第2水曜日)	午後1時30分～4時20分 (1組50分)	市	まちづくり推進課 (予約は前月第3月曜日から先着順)	☎463-2518
不動産無料相談	毎月第2木曜日 (祝日の場合は第3木曜日)	午前10時～正午	市	宅建協会県南支部	☎468-1717
住宅建築相談	毎月第2水曜日 (1月は第3水曜日)	午後2時～4時	市	建築士事務所協会県南支部	☎461-4507
精神保健福祉相談	毎週火曜日	午後1時～5時15分	市	障害福祉課	☎463-1598
生活保護相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	市	福祉課	☎463-1576・1562
地域包括支援センター 高齢者に関する総合相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	地	長寿はつらつ課	☎463-1921
外国人生活相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	浦	外国人総合相談センター埼玉	☎833-3296
栄養相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	保	健康づくり課	☎465-8611
こころの健康相談	7月27日(水)	午後2時～3時30分	保	健康づくり課(7月22日(金)まで)	☎465-8611

\*☎…予約が必要です。 \*すべて祝日を除きます。 \*日程・会場は変更になる場合があります。

会場 市市役所 産産業文化センター 保保健センター ♀それいゆぶらざ(中央公民館内女性センター) 地各地域包括支援センター  
一覧 浦埼玉県浦和合同庁舎 税関東信越税理士会朝霞支部事務局(幸町1-3-6石川ビル2階) 宅宅建協会県南支部